

ADR 手続の代理援助に関する運用改善について

日本司法支援センター（法テラス）

法テラスにおいては、いわゆるあっせん型、調停型の ADR 手続について、示談交渉事件に準じて代理援助の対象としてきました。しかしながら、ADR 手続が総合法律支援法に明確に規定されているわけではなかったことから、運用上は ADR 手続に代理援助が積極的に利用されることはありませんでした。

しかしながら、利用者へのサービス向上の観点からは、多様な紛争解決手段に対応することが望ましく、実際、震災代理援助の場面では ADR 手続を対象手続として明示しています。また、本年 3 月 17 日に公表された政府の ADR 法に関する検討会報告書では、認証 ADR における法律扶助の利用について、「法テラスにおける ADR の手続の利用の周知や申立手数料等の援助、ADR 機関情報の充実等に関する運用改善をはじめとする積極的な検討が行われることを期待する」と取りまとめられています。

そこで、認証 ADR を含む ADR 手続は、原則として代理援助の対象として運用するものとし、ADR 手続の手数料についても、代理援助実費の立替えの対象とするなどの対応を検討しています。

具体的な運用改善の内容は、以下のとおりです。

1 ADR 手続の利用の周知

これまでの運用において、受任者の間では、法テラスの代理援助では ADR 手続を利用できないとの誤解があると思われることから、適宜の方法で ADR 手続も示談交渉事件に準じて代理援助の対象になることを受任者に周知します。対象とする ADR 手続の範囲は、いわゆる行政型、民間型を問いませんが、あくまで和解の仲介を行う手続を対象とし、仲裁手続は対象としていません。

2 申立手数料等の援助

ADR 手続を利用するにあたっての費用（申立手数料、期日手数料など）について、援助開始決定時の立替実費とは別に、追加して支出することができるようにすることを検討しています。

3 ADR 手続の援助にあたっての審査

ADR 手続の援助をするにあたっては、当該手続が、「適正かつ公正に紛争を解決することができるものであること」が要件となります。

いわゆる認証 ADR については、当然に上記要件を満たすものとし、それ以外の非認証 ADR については、申込者に疎明資料を求め、審査において要件該当性を判断することを予定しています。

以上